

III 被災者に対する支援状況

1 行政による支援

(1) 災害救助法の適用

特に被害が甚大であった防府市、山口市に災害救助法を適用(7月21日から適用)し、避難所の開設、食料の供給、生活必需品の供与などの救助を実施しました。

(2) 被災者生活再建支援法の適用

住宅被害が甚大であった防府市、山口市に被災者生活再建支援法を適用（7月21日から適用）しましたが、支援法の適用が受けられない市町においても住宅被害が多数発生したため、国制度と同等の県制度による支援を行うことで、被災者の生活基盤の安定化を図りました。

(3) 被災者救援対策の実施

被災者の生活再建等に向けて、7月28日、災害対策本部に部局横断的な組織として、被災者救援対策部を設置し、被災者の生活再建及び被災事業者の復興を支援しています。

具体的には、県民相談室に被災者総合相談窓口を設置し、生活一般から農林水産、中小企業からの様々な相談の総合的な受付を行うほか、個別の相談窓口においても被災者に対する県税等の減免措置、各種の貸付制度及び県営住宅等への臨時の入居等の情報提供を行っています。

さらに、被災者に対して、災害見舞金や支援金の支給に加え、災害援護資金、生活福祉資金等の貸付を行うとともに、被災された中小企業者に対しては、県中小企業制度融資(経営安定資金)による支援を行っています。また、被災された農林・水産業関係者に対する経営再建のための運転資金融資も行っています。

2 ボランティアの活動状況

災害直後の7月22日、山口県社会福祉協議会に災害支援本部が設置され、防府市には23日、山口市には29日、それぞれの社会福祉協議会を中心とした現地ボランティアセンターが設置されました。現地ボランティアセンターでは、ニーズの把握、情報の受発信など活動の拠点となりました。

駆けつけたボランティアは29日間、延べ8,048名で、県内市町、県外からも参加があり、県からも職員が多数参加し、被災家屋や屋外施設の土砂撤去等を中心に活動しました。



防府市・佐波川流域災害ボランティアセンター



作業を行うボランティア



ボランティアに激励を行う二井知事



県職員ボランティア出発式

3 義援金の受入状況

被害を受けた被災者への支援のため、日本赤十字社山口県支部、山口県共同募金会、N H K 山口放送局、N H K 厚生文化事業団及び山口県が主催し、7月27日から義援金を受け入れました。

義援金は市町を通じ、被害状況に応じて被災された方々に配分される予定です。

4 県に対する災害見舞金の受入と活用状況

今回の災害により、天皇皇后両陛下を始め、各自治体や議会、また、山口県にゆかりのある民間企業や民間団体等、多数の皆様から災害見舞金をいただきました。

こうした災害見舞金を有効に活用して、土石流の被害を受けた民有地において、所有者やボランティアでは除去できない大変危険な3地区（防府市真尾2地区、山口市下小鰐地区）に関しては、このまま放置されることによって、周辺民家や県道・河川等への巨石等の流入などにより、二次災害も生じかねないと判断し、緊急・例外の措置として、「被災民有地復旧支援事業」を実施することとしました。



防府市内民有地へ流入した巨石等



山口市における民有地への土砂流入現場